

News-Release

平成 29 年 12 月 27 日

各 位

株 式 会 社 沖 縄 海 邦 銀 行

〒900-8686 那覇市久茂地2丁目9番12号

休眠預金等活用法の施行に関するお知らせ

平成 30 年 1 月 1 日から、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）が施行されます。

この法律により、お客様からお預かりしている預金等のうち、最終異動日等から 10 年以上経過した預金等については、「休眠預金」として預金保険機構に移管し、「民間公益活動」に活用されます。

なお、休眠預金として預金保険機構へ移管された後であっても、お客様からのご請求によりいつでも払戻しいたします。

最終異動日等から 10 年以上経過した預金等を「休眠預金」といいますが、最終異動日の異動事由につきましては、預金口座の入出金、振込の受入れ等法律で一律に定められた異動事由と、各金融機関が認可を受けることにより異動事由となるものがあります。

株式会社 沖縄海邦銀行（頭取：上地英由）では、別紙記載のとおり、異動事由の認可を受けておりますので、ご確認ください。

以上

《お問い合わせ先》
事務統括部事務企画担当（幸地）
TEL 098-870-1177

(別紙)

沖縄海邦銀行が認可を受けている異動事由

1. 認可を受けている預金の種類

①当座預金、②普通預金、③納税準備預金、④積立式定期預金、⑤通知預金、⑥貯蓄預金、⑦積立式貯蓄預金、⑧総合口座、⑨定期預金

2. 認可を受けている異動事由

預金種類	異動事由			
	通帳・証書の発行/記帳/繰越	預金者等による残高確認	預金者等の申出による契約内容・顧客情報の変更	複数預金を組み合わせた商品に含まれる他の預金等の異動
普通預金	○ (記帳する取引がなかった場合を除きます。)	○ (当行がシステム上把握できる場合に限りします。)	○ (当行がシステム上把握できる変更に関限りします。)	○ (総合口座通帳に限る。)
総合口座				—
納税準備預金				—
貯蓄預金		—		○ (総合口座通帳に限る。)
定期預金 ※1				—
当座預金				—
通知預金				—
積立式定期預金		—		○ (積立式通帳に限る。)
積立式貯蓄預金				—

※1 定期預金には、①期日指定定期預金、②自動継続期日指定定期預金、③自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)＜単利型＞、④自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)＜単利型＞、⑤自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)＜複利型＞、⑥自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)＜複利型＞、⑦自由金利型定期預金(大口定期)、⑧自動継続自由金利型定期預金(大口定期)、⑨変動金利定期預金(単利型)、⑩自動継続変動金利定期預金＜単利型＞、⑪変動金利定期預金(複利型)、⑫自動継続変動金利定期預金＜複利型＞、⑬利息分割型定期預金、⑭自動継続利息分割型定期預金、などの種類があります。